2 議題

(2) 第7次神奈川県保健医療計画の評価及び第8次計画 の素案について

ア 保健医療計画とは

○ 保健医療計画とは、医療法第30条の4第1項の規定により策定を行う法定計画であり、**県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向**を明らかにするために策定される。

イ循環器病対策推進計画との関連性について

○ 保健医療計画は、県が策定した関連する計画と整合性を諮ることとされており、改定神奈川県循環器病対策推進計画と関連する内容を計画上 に記載するため、各協議会にて素案を諮ることとしている。

【第7次計画の評価について】

- 〇 第7次保健医療計画(平成30年〜令和5年)は、計画期間の大部分が事 務移管前の医療課による取組であるため、医療課での取組を元に評価を 行った。
- これまで、循環器病に関連する取組は実施しているものの、循環器病の 普及啓発や医療機関への補助は開始したばかりであるため、脳卒中及び心 血管疾患の 7 次計画の評価は次のとおりとした。

| 評価(A~D) | 要因分析•評価 |
|---------|--|
| C | 新たに普及啓発等を開始したところであり、現状や課題を分析した具体的な取組については、進捗がや遅れている。 |

A・・・順調に進捗している

B・・・比較的順調に進捗している

こ・・・やや進捗が遅れている

D・・・進捗が遅れている

Kanagawa Prefectural Government

【前回協議会からの変更点】

(ア) 柱タイトル及び構成の変更並びに用語の統一

- 「1現状・課題」及び「2施策の方向性」での柱タイトル名を変更
 - 「未病改善」 → 「脳卒中・心血管疾患の未病改善」
 - 「医療」 → 「救急搬送の確保をはじめとした脳卒中・心血管 疾患に係る医療提供体制の構築」
- 「情報提供及び相談支援」を柱タイトルとして「脳卒中・心血管疾患に 関する適切な情報提供・相談支援」に変更
- 心血管疾患の(1)現状に「リハビリテーション」を追加
- (イ) 施策の方向性に「めざす方向(最終目標)」を追加
- (ウ) 指標一覧の最新データへの更新及び単位統一

柱タイトル

変更

【前回協議会からの変更点】

変更前

変更後

第2章 疾病別の医療連携体制の構築 第2節 脳卒中

- 1 現状・課題
- (1) 現状
 - ア 脳卒中について
- イ 発病直後の救護、搬送等
- ウ 急性期の医療
- エ リハビリテーション
- オ 急性期後の医療・在宅療養

(2)課題

アー未病改善

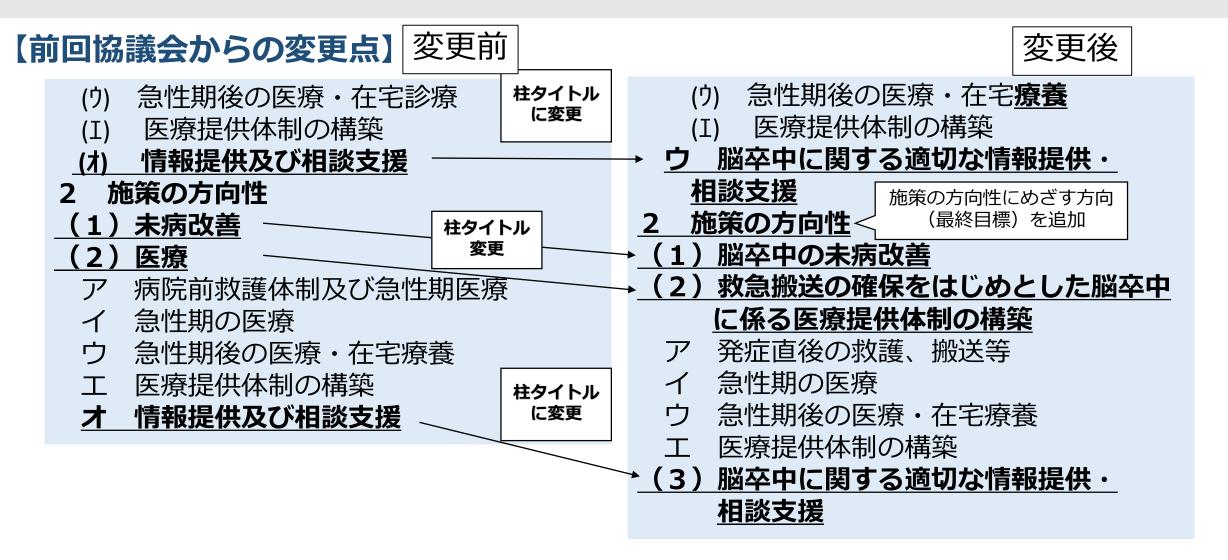
イ 医療

- (ア) 発送直後の救護、搬送等
- (イ) 急性期の医療

第2章 疾病別の医療連携体制の構築 第2節 脳卒中

- 1 現状・課題
- (1) 現状
- ア 脳卒中について
- イ 発病直後の救護、搬送等
- ウ急性期の医療
- エ リハビリテーション
- オ 急性期後の医療・在宅療養
- (2)課題
- ア脳卒中の未病改善
- イ 救急搬送の確保をはじめとした脳卒中 に係る医療提供体制の構築
 - (ア) 発送直後の救護、搬送等
 - (イ) 急性期の医療

Kanagawa Prefectural Government



【前回協議会からの変更点】

変更前

変更後

疾病別の医療連携体制の構築 第2章 心筋梗塞等の心血管疾患 第3節 現状・課題 (1)現状 心血管疾患について 発病直後の救護、搬送等 柱タイトル 急性期の医療 追加・変更 急性期後の医療 課題 未病改善 医療 発症直後の救護、 柱タイトル 急性期の医療 (1) 変更

第2章 疾病別の医療連携体制の構築 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患

- 1 現状・課題
- (1) 現状
- アー心血管疾患について
- イ 発病直後の救護、搬送等
- ウ 急性期の医療
- エ リハビリテーション
- オ 急性期後の医療・**在宅療養**
- (2)課題
- ア 心血管疾患の未病改善
- イ 救急医療の確保をはじめとした心血管 疾患に係る医療提供体制の構築
 - (ア) 発症直後の救護、搬送等
 - (イ) 急性期の医療

【前回協議会からの変更点】

変更前

変更後

- (ウ) 急性期後の医療
- (I) 医療提供体制の構築
- (オ) 情報提供及び相談支援
- 2 施策の方向性
- (1) 未病改善
- (2) 医療
 - ア病院前救護体制及び急性期医療
 - イ 急性期の医療
- ウ 急性期後の医療・在宅療養
- エ 医療提供体制の構築
- オ 情報提供及び相談支援

柱タイトル に変更

柱タイトル 変更

2 施策の方向性 (4) ※ 内等原果

相談支援

- ウ) 急性期後の医療 · 在宅療養
- (I) 医療提供体制の構築
- ウ 心血管疾患に関する適切な情報提供・

施策の方向性にめざす方向 (最終目標)を追加

- (1) 心血管疾患の未病改善
- (2) 救急医療の確保をはじめとした 心血管疾患に係る医療提供体制の構築
- ・アー発症直後の救護、搬送等
 - イ 急性期の医療
 - ウ 急性期後の医療・**在宅療養**
 - エ 医療提供体制の構築
 - <u>(3)心血管疾患に関する適切な情報提供・</u> 相談支援

柱タイトル に変更

【第8次計画に位置付ける指標について】

- 改定循環器病対策推進計画に位置付けた指標を、第8次保健医療計画にも同じく位置付ける。
- 指標の目標についても、改定循環器病対策推進計画にて設定した目標と同じ目標を設定する。